

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成16年8月3日
北陸電力株式会社

当社は、志賀原子力発電所の原子力事業者防災業務計画 について、原子力災害対策特別措置法第7条の規定に基づき、石川県知事及び志賀町長との協議を経て、修正しましたので、その要旨を添付資料のとおり公表いたします。

また、本日、本計画については、経済産業大臣に届出いたしました。

・添付資料

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正（要旨）

「原子力事業者防災業務計画」：原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害時の復旧に必要な業務等について定めたもの。

以 上

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正（要旨）

1．修正の目的

建設中の志賀原子力発電所 2号機用初装荷燃料の発電所への搬入後の防災体制の整備に向け、2号機建設所の組織・要員を防災体制に追加する。また、あわせて組織改編による名称等の修正を行う。

2．修正年月日

平成16年8月2日

3．修正の要旨

項目	概要	修正内容
2号機組織・要員の追加	2号機用初装荷燃料の発電所への搬入後の防災体制の整備に向けた修正	2号機建設所の組織・要員を防災体制に追加する修正を行った。 ・副原子力防災管理者に建設所長、建設所所長代理、建設所次長を追加 等
名称の修正	組織改編等に伴う修正	情報班長を「発電所次長」から「安全・品質保証室長」に、放射線管理班長を「安全管理課長」から「放射線安全課長」に変更する等の修正を行った。
	指定行政機関、指定地方行政機関の変更に伴う修正	指定行政機関、指定地方行政機関の修正・削除を行った。 (例)郵政事業庁 削除 新潟食糧事務所 削除 金沢工事事務所 金沢河川国道事務所 等
記載の適正化	防災基本計画との整合	緊急時医療活動に汚染拡大防止措置、患者の搬送時の放射線管理要員等の随行を追加する等の修正を行った。
	地域防災計画との整合	原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の連絡先を県及び志賀町の地域防災計画と整合を図る修正を行った。
その他	発電所防災組織の記載の修正	本部長代理、副本部長の記載を追加し、その業務等の明確化を図る修正を行った。

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について規定
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について規定
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について規定
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について規定

以上